

令和5年度 にこにこ園入園案内

この案内には、和気町にこにこ園の教育・保育給付認定及び入園の申込み、預かり保育利用に関する手続きや必要書類について記載していますので、内容をよく読んで、手続きを行ってください。
また、令和5年度中は大切に保管しておいてください。

◆入園申込み期間・受付場所

申込み期間 令和4年11月1日（火）～令和4年11月15日（火）
（申込みは先着順ではありません。）

受付場所 各にこにこ園 または 和気町教育委員会 教育総務課（和気町役場佐伯庁舎2階）

受付時間 8時30分～17時

◆町内にこにこ園

佐伯にこにこ園 （佐伯保育園・佐伯幼稚園）	和気町矢田418-1 TEL 0869-88-1318	定員107名
和気にこにこ園 （和気保育園・和気幼稚園）	和気町藤野463 TEL 0869-93-1571	定員211名
本荘にこにこ園 （本荘保育園・本荘幼稚園）	和気町衣笠570 TEL 0869-93-0324	定員232名

◆令和5年度の年齢別クラス

クラス（実施年齢）	生 年 月 日
0歳児	令和4年4月2日以降 ※0歳児は生後6ヶ月から入園可能となります。
1歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日

◆支給認定について

にこにこ園（幼稚園・保育園）を利用する場合は、町から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

※「教育・保育給付認定」とは、小学校就学前の児童をもつ保護者の方に必要に応じた教育・保育を提供していくため、「保育の必要性」を町が認定するものです。

（和気町では、教育・保育給付認定申請と入園の申し込みを同時に行います。）

教育・保育給付認定には、児童の年齢や状況に応じて、1号から3号までの3つの区分があります。

認定区分	令和5年4月1日 時点の年齢	教育・保育の認定区分	在籍区分	利用可能施設
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園籍	各にこにこ園
2号認定		「保育を必要とする事由」に該当し、 教育と保育を希望する場合	保育園籍	
3号認定	満3歳未満	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育を希望する場合		

◆申込み条件について

●幼稚園

- (1) 希望するにこにこ園の小学校区内に住民票があること。
 転入・転居予定の場合は、入園日までに住民票を移していること。

佐伯学区	和気学区	本荘学区
津瀬・米澤・佐伯・父井原・矢田部・ 宇生・田賀・小坂・加三方・矢田・ 岩戸・田土・丸山・南山方・塩田・ 奥塩田・北山方・苦木	保曾・日笠上・日笠下・木倉・吉田・ 藤野・泉・大田原・益原・和気・田 原上・田原下・原・本	清水・大中山・衣笠・福富・尺所・ 日室

- (2) 預かり保育を希望する場合は、保護者が下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること。
 (◎の事由での利用はできません。)

●保育園

次の(1)～(3)の条件を全て満たしていないと申込みができません。

- (1) 保護者・乳幼児ともに和気町に住民票があること。
 転入予定の場合は、入園日までに住民票を移していること。
 (2) 保護者が下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、養育が困難であること。
 (3) 乳幼児が健康で日常生活に支障がないこと。

※単に幼児教育、集団生活になれさせるために入園希望といった理由では入園対象になりません。

○保育を必要とする事由

① 就労(月48時間以上) ・既に就労中である場合(勤務・自営) ・就労予定(採用・起業、育児休業から復帰など)が決まっている場合 ※就労予定の場合は、就労開始日(採用日・起業日・復職日など)の2週間前から入園可能となります。 ただし、4/1より就労開始でも前年度からの利用はできません。
② 妊娠・出産 認定期間: 出産予定日を挟み4ヶ月
③ 疾病・障害
④ 親族の介護・看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動(起業の準備を含む) 認定期間: 求職開始日(入園日・すでに入園中の場合は退職日翌日)から90日間 ※同年度内に2回以上求職を事由とする入園を希望する場合、状況により認定不可となる場合があります。
⑦ 就学(職業訓練等を含む)
⑧ 虐待やDVのおそれがあること
⑨ 育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められること 認定期間: ②の妊娠・出産期間終了から、最長で育児休業に係る子どもの1歳の誕生日の前日または 育児休業の末日の、いずれか早い日の属する月末まで (1) 産前4週よりも前から保育園に入園している子どもで、かつ該当児童の福祉の観点(環境の変化に留意 するため)から継続利用の必要があると認められる場合 (2) 保護者が育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっ ている場合 (3) 次年度に小学校入学を控えている場合など、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合 (4) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないとと思われる場合 ※(1)(2)両方かつ、(3)又は(4)のどちらかに該当する場合のみ利用可能です。 ただし、申し込み数が定員を超えた場合は、◎の事由による入園は認められない場合があります。
⑩ その他、上記に類する状態として町が認める場合

○ 保育園の入園については、次のような場合がありますのでご了承ください。

- ・ 定員を超える利用申込みがあった場合は、「保育を必要とする事由」と優先理由の内容を点数化し、施設の状況も踏まえ、町が入園等の利用調整を行います。その結果、第1希望の保育園に待機、または第2・第3希望の保育園に入園となる場合があります。
- ・ 保育園に入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合があります。
- ・ 特別な事情のため、入園が不相当と決定される場合があります。

保育利用調整基準点数表等

○ 「保育を必要とする事由」の区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況(細目)	基準指数	
1	就労	① 居宅外労働	月140時間以上の就労を常態としている場合	10
			月120時間以上の就労を常態としている場合	9
		外勤 居宅外自営 など	月100時間以上の就労を常態としている場合	6
			月80時間以上の就労を常態としている場合	5
			月48時間以上の就労を常態としている場合	4
			② 居宅内労働	月140時間以上の就労を常態としている場合
	月120時間以上の就労を常態としている場合	8		
	月100時間以上の就労を常態としている場合	5		
	月80時間以上の就労を常態としている場合	4		
	月48時間以上の就労を常態としている場合	3		
	在宅勤務 居宅内自営 農業 など	内職 月120時間以上の就労を常態としている場合		5
		月60時間以上の就労を常態としている場合	3	
就労予定	育児休業 復帰予定	入園を希望している年度内に、育児休業から復帰予定の場合	区分1①②を準用	
		勤務先が確定している(内定) 又は、起業が決まっている場合	区分1①②から1点減じたものを準用	
2	妊娠・出産	出産予定日を含めて、産前産後4ヶ月の場合	8	
3	疾病・負傷	1ヶ月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10	
		居宅内作業(1ヶ月以上)	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での療養が困難な場合	8
			3日程以上の通院加療等が必要な場合	4
	障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者2～3級所持」、「知的障害者保健福祉手帳A所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかが該当する場合	10	
		「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者4級所持」、「知的障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかが該当する場合	6	
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかが該当する場合	3	
4	介護・看護	親族を常時介護又は看護している場合	区分1を準用	
5	災害・住居	震災、風水害、火災、その他の災害復旧に当たっている場合	10	
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合	1	
7	就学	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合	区分1①②を準用	
		就学予定	就学先又は、職業訓練先が決まっている場合(内定)	区分1①②から1点減じたものを準用
8	虐待・DV	見守り等又はそのおそれがある場合	10	
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	5	
9	育児休業	育児休業中の継続利用	入園を希望する年度内に育児休業から復帰予定が無く、保育所等を引き続き利用する事が必要と認められる場合(ただし、申し込み数が定員を超えた場合は、入園不可となる場合があります。)	区分1を準用
10	その他	不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁、別居(離婚調停中又は裁判中に限る)等	10
			前各号に掲げるもののほか、明らかに保育をすることができないと町が認めた場合	状況により区分1～10を準用

※ 区分10「不存在」は、保護者が実質1名と認められる場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育を必要とする事由」ではありません。

※ 父・母それぞれ点数を算出し、その合計が基礎点数となります。

※ 原則、基礎点数表の **仕様の区分** は、保育必要量が「保育標準時間」となり、最大で11時間の利用となります。

色つきではない区分 は、保育必要量が「保育短時間」となり、最大で8時間の利用となります。

※ 保護者のいずれか一方でも、「保育短時間」の認定になる場合は、利用区分は「保育短時間」となります。

※ 保育必要量と利用可能時間についての詳細は、P.5「利用可能時間及び休園日」をご確認ください。

○ 「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

区分	類型	状 況 (細目)	点数
A	ひとり親	児童が母又は父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10
		DVIにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1
E	障害	集団保育を必要とする障害児の場合	5
		保護者が重度の障害で、特に身体的・能力的に養育が困難であると認められる場合	
F	育児休業明け	保護者が育児休業から復帰するため(産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む)、児童が保育施設等を利用することを希望する場合	7
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育施設等の利用を希望する場合	4
H	継続児童	利用調整の対象児童のうち、現在利用している保育施設等を継続して希望する場合	7
I	保育士等	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために保育施設に就労中又は就労(復帰)予定の場合	5

調整点数表において、同時に複数の区分に該当する場合は、該当するもの全てを加算したものを世帯の調整点数とします。

また、1つの区分において同時に複数の細目に該当する場合は、最も点数の高いものを加算します。

○ 基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）

順位	状 況
1	基礎点数が高い世帯
2	調整点数表の区分I(保育士等)を適応された世帯
3	利用者負担額表の階層が低い世帯
4	保育園等の待機(保留)期間が長い世帯
5	希望するにこにこ園と同じ小学校区内に居住している世帯
6	保護者のいずれかが長期間の単身赴任等により、常時家庭にいない場合
7	祖父母と同居していない世帯

※「基礎点数表」「調整点数表」「同点時基準表」いずれも、基準を判断するための書類が提出されていない場合は適応されません。

◆利用可能時間(利用区分)及び休園日

認定区分によって利用可能時間・休園日が異なります。

●1号認定(幼稚園籍)

教育標準時間(月～金)

7:30	8:30	13:30	18:00
預かり保育	教育標準時間(最大5時間)	預かり保育	

- ・預かり保育を利用するには、P.2「保育を必要とする事由」に該当し、町から「施設等利用給付認定(新2号)」を受ける必要があります。
- ・認定を受けた場合、預かり保育利用料月額3,000円が無償化されます。
- ・預かり保育は、育児休業中は利用できません。

○休園日

- ・祝日、土曜日、日曜日、国民の休日
- ・学年始休業日 4月1日～4月7日
- ・夏季休業日 7月20日～8月31日
- ・冬季休業日 12月25日～1月6日
- ・学年末休業日 3月26日～3月31日

※預かり保育に関しては、この通りではありません。

●2号認定または3号認定(保育園籍)

保育標準時間(月～土)…主にフルタイム(月120時間以上)の就労を想定

保育短時間(月～土)…主にパートタイム(月48時間以上120時間未満)の就労を想定

7:30	8:00	16:00	18:30	19:00
保育標準時間(最大11時間)			延長保育	
延長保育	保育短時間(最大8時間)		延長保育	

- ・延長保育を利用する場合は、入園決定後に別途申し込みが必要になります。
- ・延長保育料は100円/30分です。
- ・入園当初は慣らし保育期間があり、利用区分にかかわらず早めのお迎えとなります。期間は約2週間を予定しておりますが、詳細は各にこにこ園にご相談ください。
- ・育児休業中の継続利用の保育時間は、保育短時間とし、原則、延長保育・土曜保育は利用できません。
- ・その他「保育を必要とする事由」と状況により保育時間は決定しますので、必ずしも希望の保育時間が利用できるということではありません。

○休園日

- ・祝日、日曜日、国民の休日
- ・年末年始休業日 12月29日～1月3日

◆給食費・保育料について(幼稚園・保育園)

- 給食費・保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割課税額の合算額により、決定します。
ただし、祖父母やその他児童の扶養義務者が同一住所に居住（世帯分離している場合を含む）しており、生計の主宰者であると判断される場合（保護者の収入（所得）が税の扶養の範囲程度の額で、かつ祖父母等に一定以上の所得がある場合など）や、児童又は保護者を税法上の扶養に入れている場合は、その方を生計の主宰者と推定し、その方の町民税額を合算して決定する場合があります。その場合、祖父母等の税資料等についても調査します。
- 算定は4月と9月の年2回行います。4月～8月は前年度の町民税額、9月～3月は当年度の町民税額によって決定しますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度町民税額で算定 (令和3年1月1日～令和3年12月31日の所得)					令和5年度町民税額で算定 (令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得)						

- 給食費・保育料の決定にあたり、世帯や町民税の状況について、税務課にて確認させていただきます。町が保有する資料で町民税が確認できない場合はこちらから連絡しますので、住民税の申告をお願いします。住民税の確認が取れない場合は、最高額での算定となります。
- 納付は口座からの引き落としとなります。利用可能銀行は下記をご確認ください。
給食費：晴れの国岡山農協
保育料：中国銀行・トマト銀行・備前日生信用金庫・晴れの国岡山農協・ゆうちょ銀行
- 結婚や離婚等により世帯状況が変更となった場合、就労時間や「保育を必要とする事由」が変更となった場合は、給食費・保育料が変更になることがありますので、速やかにここに園または教育委員会へご連絡ください。（事由のあった翌月からの変更となります。）

◎給食費について(幼稚園・保育園)

[3歳児～5歳児クラス] 毎月 1食280円×給食実施回数

[0歳児～2歳児クラス] 保育料に含まれるので、別途徴収はありません。

- 給食費の減免について
下記に該当する世帯の子どもは副食費が減免となり、月額 500円となります。
※特別な手続きは必要ありません。

幼稚園籍（1号認定）		保育園籍（2号認定）	
所得割課税額 77,101 円未満	全ての子ども	所得割課税額 57,700 円未満 (ひとり親世帯は 77,101 円未満)	全ての子ども
所得割課税額 77,101 円以上	<u>小学校第3学年以下</u> の子どもから 数えて、第3子以降の子ども	所得割課税額 57,700 円以上 (ひとり親世帯は 77,101 円以上)	<u>小学校就学前</u> の子どもから 数えて、第3子以降の子ども

- 和気町にここ園給食費補助制度について
下記に該当する世帯の子どもは、給食費の補助対象となります。
※別途申請が必要です。（通常の給食費を算定後に、対象と思われる方は教育委員会よりご連絡します。）
①生活保護法による被保護世帯
②町民税非課税世帯且つ、ひとり親世帯または在宅障害児（者）のいる世帯
上記①・②どちらかに該当し、且つ町に納付すべき債務について滞納がない世帯

◎保育料について(保育園)

[3歳児～5歳児クラス] 無料

令和元年度10月からの保育料無償化により、全ての世帯の3～5歳児・住民税非課税世帯の0～2歳児は保育料が無料になりました。

[0歳児～2歳児クラス] P.7 令和4年度和気町保育料徴収基準額表 及び
P.8 多子世帯の保育料負担軽減について を参考

令和4年度 和気町保育料徴収基準額表(参考)

(円)

※年度途中で年齢が上がっても、保育料は変わりません。

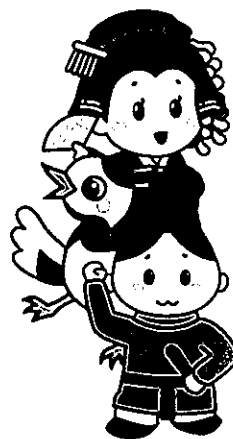
階層区分		0歳児クラス		1～2歳児クラス		3～5歳児クラス
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
①	生活保護世帯	0	0	0	0	無 料
②	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	
③	所得割課税額 48,600円未満	8,000	7,900	1,800	1,700	
		ひとり親世帯 7,500	ひとり親世帯 7,400	ひとり親世帯 1,300	ひとり親世帯 1,200	
④	所得割課税額 57,700円未満	15,000	14,700	8,800	8,500	
	所得割課税額 77,101円未満					
	所得割課税額 169,000円未満					
⑤	所得割課税額 301,000円未満	22,000	21,600	15,800	15,400	
⑥	所得割課税額 397,000円未満	30,500	30,000	24,300	23,800	
⑦	所得割課税額 397,000円以上	40,000	39,300	33,800	33,100	

●多子世帯の保育料負担軽減について

① 国補助事業の多子世帯保育料負担軽減	保育料
保育料算出に係わる世帯の町民税の所得割課税額が 57,700 円未満の世帯で、第 1 子の年齢に関係なく、支給認定保護者と生計を一にしている子どもが園児より上にいる場合	第 2 子半額 第 3 子以降無料
保育料算出に係わる世帯の町民税の所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親世帯、又は在宅障害児（者）のいる世帯で、第 1 子の年齢に関係なく、支給認定保護者と生計を一にしている子どもが園児より上にいる場合	第 1 子半額 第 2 子以降無料
② 県補助事業の多子世帯保育料負担軽減	
保育料算出に係わる世帯の町民税の所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、第 1 子の年齢に関係なく、支給認定保護者と生計を一にしている子どもが園児より上にいる場合	第 3 子以降無料
③ 町の多子世帯保育料負担軽減 （①②に該当しない場合）	
同一世帯から 2 人以上にこここ園に在園している場合	第 2 子半額 第 3 子以降無料

◎その他必要な費用など(幼稚園・保育園)

- PTA会費…300円程度/月
- その他、必要経費を負担していただく場合があります。



◆申し込み方法と必要書類

幼稚園

幼稚園のみを利用する場合

- ・「教育・保育給付認定申請書兼幼稚園入園申込書」（水色の用紙）
- ・入園申し込み提出書類チェック表（町控）

幼稚園籍で、預かり保育も希望する場合

- ・「教育・保育給付認定申請書兼幼稚園入園申込書」（水色の用紙）
- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書兼預かり保育利用申込書」（緑色の用紙）
- ・保育を必要とする事由を証明する書類（事由と必要書類は下記表参照）
- ・入園申し込み提出書類チェック表（町控）

保育園

- ・「教育・保育給付認定申請書兼保育園入園申込書」（オレンジ色の用紙）
- ・同意書
- ・保育を必要とする事由を証明する書類（事由と必要書類は下記表参照）
- ・入園申し込み提出書類チェック表（町控）

保育を必要とする事由		提出書類・添付書類	*様式有	
① 就労	勤務 雇用されている場合	・勤務証明書*（事業所が記入）		
	自営 保護者自身が代表者 （事業主）の場合	・勤務証明書*（保護者自身で記入） ・開業届け、確定申告書、納品書、領収書など、自営である事が分かるものの写し（事業内容及び代表者が分かるもの）		
	就労予定	育休復帰	・勤務証明書*（育児休業期間・復職予定日の記入があるもの）	
		採用・起業	・それぞれ上記「勤務」「自営」と同様 就労開始前で同様の書類の用意が難しい場合には下記書類でも受付可能ですが、就労開始次第、勤務証明書等「勤務」「自営」と同様の書類の提出が必要です。 ・求職状況申立書*（就労予定欄の記入のあるもの） ・採用通知、合格通知、開業届けなど、就労開始日が分かるものの写し ※就労開始日が分かるものが添付されていない場合、求職活動での申込となります。	
② 妊娠・出産		・母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日がわかるページ） ・勤務証明書*（産前産後の休業期間等の記入があるもの） ↳ 就労しており、産前産後休業を取得している場合		
③ 疾病・障害		・診断書、障害者手帳、介護保険証など、状況や治療（療養）期間が分かるものの写し		
④ 介護・看護				
⑤ 災害復旧		・り災証明書		
⑥ 求職活動		・求職状況申立書*		
⑦ 就学（予定含む）		・学生証、在学証明書、合格通知、時間割表など、在学期間や就学時間等が分かるものの写し		
⑧ 虐待・DV		・状況の分かるものの写し		
⑨ 育児休業中の継続利用		・育児休業にかかる保育の実施継続申請書* ・育児休業取得証明書*		
⑩ その他		・状況の分かるものの写し		

◆その他状況に応じて必要な書類など

保育園・幼稚園 共通

保育料・給食費を算定するために必要です。

住民税の確認が取れない場合は、保育料・給食費ともに最高額での算定となります。

<p>●令和4年1月1日時点の住所地が和気町外の方（令和5年4月1日～入園希望の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の「<u>令和4年度 所得課税証明書</u>」（控除内容も含まれたもの）、または「<u>非課税証明書</u>」令和4年1月1日時点の住所地の市区町村の役所で交付を受けてください。
<p>●令和5年1月1日時点の住所地が和気町外の方（令和5年9月1日以降に入園希望の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の「<u>令和5年度 所得課税証明書</u>」（控除内容も含まれたもの）、または「<u>非課税証明書</u>」令和5年1月1日時点の住所地の市区町村の役所で交付を受けてください。（令和5年6月ごろから発行可能）
<ul style="list-style-type: none"> ●上記に掲げる該当の日において、日本国外に居住していた場合 ●保護者が日本国外で所得を得ている場合 ・算定に必要な期間の所得等に関する書類（日本語訳付）

利用調整の点数加算、保育料・給食費の減免の可否を判定するために必要です。

書類の確認ができない場合は、加算・減免を受けることができません。

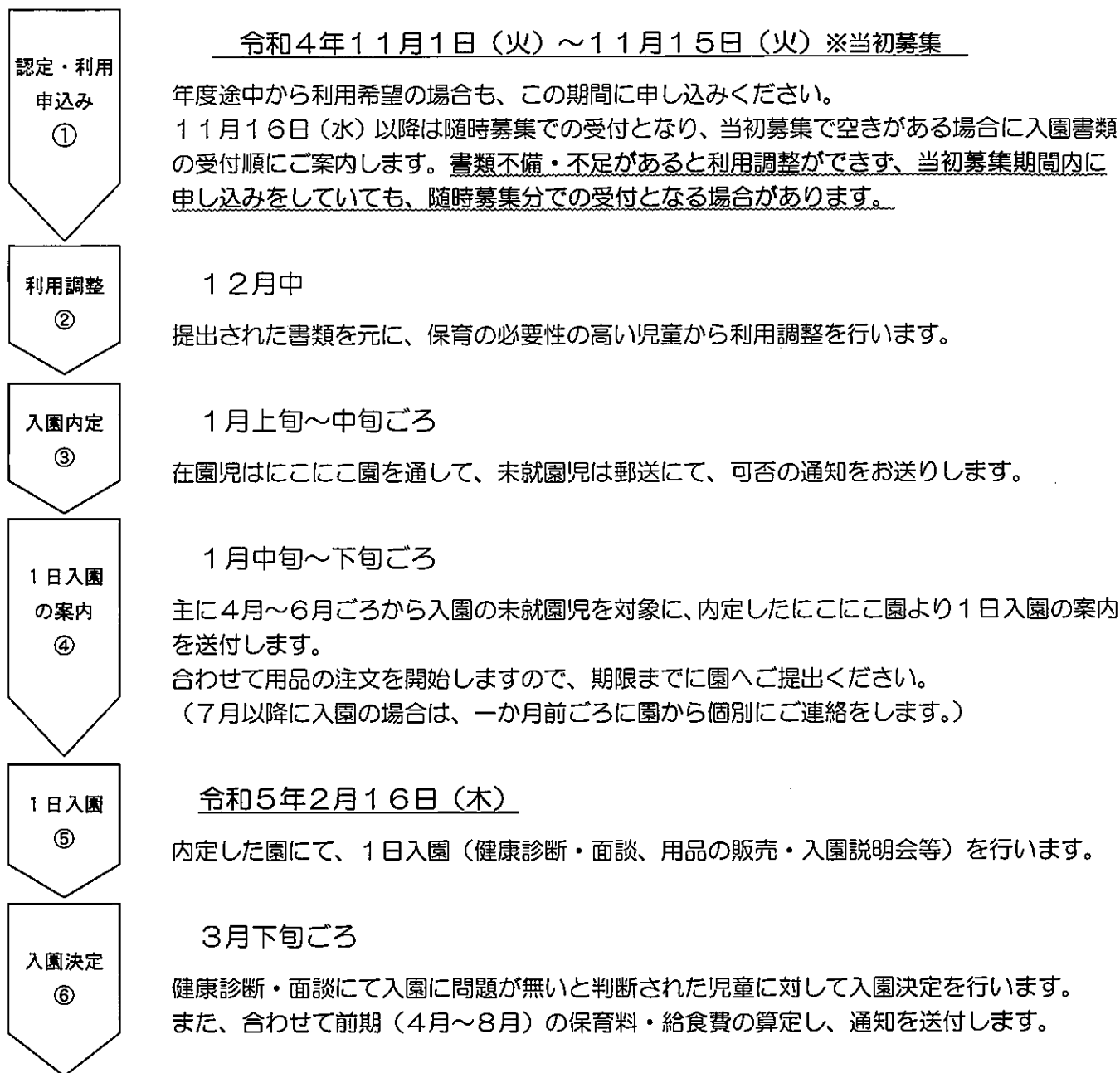
<p>○生活保護受給世帯の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書
<p>○離婚調停中の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件係属証明書など、調停中であることが分かる書類の写し
<p>○ひとり親世帯（事実婚を除く）の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書、ひとり親医療受給者証、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）など、ひとり親であることが分かる書類の写し <p>婚姻履のないひとり親の方は、税制上の寡婦（夫）控除が適用されるものとして保育料を計算する寡婦（夫）みなし適用を実施しますので、対象と思われる方は教育委員会へ申し出てください。</p>
<p>○在宅障害児（者）のいる世帯の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書、障害者手帳、特別児童扶養手当証書など、証明できるものの写し
<p>○保育士資格をお持ちで、保育施設に就労中又は就労（復職）予定の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士証の写し <p>保育士証が旧姓のままの場合は、戸籍抄本や運転免許証の裏書きなど、変更が分かる書類を添付してください。</p>

その他、状況に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

- ・「教育・保育給付認定申請書兼保育園入園申込書」「同意書」（保育園籍）、「教育・保育支給認定申請書兼幼稚園入園申込書」「子育てのための施設等利用給付認定申請書兼預かり保育利用申込書」（幼稚園籍）は、児童1人につき1枚必要です。
- ・その他の書類は、きょうだいがいる場合は1枚で構いません。一番上の児童に添付してください。
- ・年齢、学年等は令和5年4月1日時点のものを記入してください。

- 入園について家庭・お子様のことで事情があるときは、申し込み前にご相談ください。
- 申し込みの内容に変更が生じた場合（就労で入園が内定していたが退職した、離婚して世帯員が変わった、など）には、速やかにここにこ園又は教育委員会にご連絡ください。申込書の内容と現状に差異が生じている事が発覚した場合は、内定が取り消しになる・入園中でも退園となる場合があります。

◆申込みの流れ・通知送付の時期など



※日程は現時点での予定なので、変更になる場合があります。

◆入園・書類等の問い合わせ先

〒709-0511
岡山県和気郡和気町矢田305
和気町教育委員会 教育総務課
Tel. 0869-88-1157

令和5年度 入園申し込み提出書類チェック表（保護者控え）

チェック欄

保 幼

児童名

() 歳児クラス

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定申請書兼保育園入園申込書（オレンジ色の用紙）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同意書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定申請書兼幼稚園入園申込書（水色の用紙）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育てのための施設等利用給付認定申請書兼預かり保育利用申込書（緑色の用紙） ※預かり保育を利用する場合のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入園申し込み提出書類チェック表（町控）

児童1人につき
1枚必要

「保育を必要とする事由」に関する添付書類

書類を添付した児童

保育園への入園、または幼稚園での預かり保育を希望する場合に必要です。
父・母それぞれについて書類が必要です。

本人□ きょうだい□

父	母	保育を必要とする事由	必要書類	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① 就労	勤務 勤務証明書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		自営 勤務証明書 自営であることが分かるものの写し（事業内容及び代表者がわかるもの）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			育休復帰 勤務証明書（育児休業期間・復職予定日の記入があるもの）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		就労予定 採用・起業	それぞれ上記「勤務」・「自営」と同様
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			就労開始前で同様の書類が直ちに用意できない場合 ↳ 求職状況申立書（就労予定欄の記入のあるもの） ↳ 就労開始日が分かるものの写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			就労開始次第、「勤務」「自営」と同様の書類の提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		② 妊娠・出産	母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日の分かるページ） 勤務証明書（産前産後の休業期間等の記入があるもの）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		③ 疾病・障害	状況や治療（療養）期間等が分かるものの写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		④ 介護・看護	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 災害復旧	り災証明書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ 求職活動	求職状況申立書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ 就学	在学期間・就学時間等が分かるものの写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ 虐待・DV	状況の分かるものの写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ 育児休業中の継続利用	育児休業にかかる保育の実施継続申請書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		育児休業取得証明書	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ その他	状況の分かるものの写し	

きょうだいで1枚で可

保護者（父・母）が和気町外に在住だった場合

父	母	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和4年度 住民税所得課税証明書（控除内容の記載の有るもの）または、非課税証明書 （令和5年4月1日～令和5年8月31日に入園希望で、令和4年1月1日時点で和気町外に在住だった場合）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和5年度 住民税所得課税証明書（控除内容の記載の有るもの）または、非課税証明書 （令和5年9月1日～令和6年3月31日に入園希望で、令和5年1月1日時点で和気町外に在住だった場合）

世帯状況により必要なもの

	世帯状況	必要書類
<input type="checkbox"/>	生活保護受給者	生活保護受給証明書
<input type="checkbox"/>	離婚調停中	調定中であることが分かるものの写し
<input type="checkbox"/>	ひとり親	ひとり親であることが分かるものの写し

その他添付したものなど

※ 書類不備・不足があると受付ができない場合がありますので、ご注意ください。
※ 締切までに必要書類を揃えることが難しい場合には、申込書の備考欄または任意の別紙にその旨を記載し、なるべく早めの提出をお願いします。